第２節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　経済産業省国民保護対策本部

⑴　経済産業省国民保護対策本部の設置

政府に武力攻撃事態等対策本部が設置されたときは、直ちに、経済産業大臣を長とする経済産業省国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、国民保護対策本部は、速やかに、国民保護対策本部を設置した旨を、武力攻撃事態等対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。

⑵　国民保護対策本部の組織及び運営

経済産業大臣が指揮をとれない場合におけるその職務代行者に関する事項その他の国民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程（昭和38年８月９日38総第42号。以下「防災関係機関等組織規程」という。）に定める。

⑶　国民保護対策本部の事務

国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
・武力攻撃事態等対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・武力攻撃事態等対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内への提供
・省内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
・国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・その他国民保護措置の実施に関し必要な事務

⑷　国民保護対策本部の廃止

武力攻撃事態等対策本部が廃止されたときは、速やかに国民保護対策本部を廃止する。

２　各地方支分部局国民保護対策本部

⑴　各地方支分部局国民保護対策本部の設置

各地方支分部局等の長は、国民保護対策本部が設置された場合において、必要があると認めるときは、各地方支分部局の長を長とする各地方支分部局等国民保護対策本部（以下「地方国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方国民保護対策本部を設置した旨を国民保護対策本部に報告するものとする。

⑵　地方国民保護対策本部の組織及び運営

地方国民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、各地方支分部局等の長が別に定める。

⑶　地方国民保護対策本部の事務

地方国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護措置の実施に関する地方支分部局等内の総括及び総合調整
・国民保護対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
・国民保護対策本部、関係機関等から収集した情報の地方支分部局等内への提供
・地方支分部局内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
・地方支分部局における国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・その他地方支分部局における国民保護措置の実施に関し必要な事務

⑷　地方国民保護対策本部の廃止

各地方支分部局の長は、国民保護対策本部が廃止された場合その他地方国民保護対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、速やかに地方国民保護対策本部を廃止する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方国民保護対策本部を廃止した旨を大臣官房総務課（国民保護対策本部が設置されているときは、国民保護対策本部）に報告するものとする。

３　関係機関等との連携

⑴　武力攻撃事態等対策本部への職員の派遣

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等対策本部にその指名する職員を参画させ、関係省庁との情報交換及び災害応急対策の調整等に従事させるものとする。また、政府調査団等が派遣される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣するものとする。

⑵　被災地等への職員の派遣

①　武力攻撃災害が発生したときは、国民保護対策本部は、状況に応じ、職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等に従事させるものとする。

②　国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部から職員の派遣の要請があったときは、国民保護対策本部は、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

③　国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は国民保護法第152条第１項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、国民保護対策本部は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

４　特殊標章等の交付等

経済産業大臣、資源エネルギー庁長官及び中小企業庁長官は、別に定める要綱に従い、所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、国民保護法第158条第１項の特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

第３章　国民保護措置の実施

第１節　国民保護措置の実施に関する基本方針

経済産業省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、関係機関と協力しつつ、所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

１　基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。救援のための物資の収用及び保管命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の実施体制等についてあらかじめ検討を行い、武力攻撃事態等が発生したときは、これらの手続について迅速な処理に努めるものとする。また、これらの手続に関連する文書については、逸失等を防ぐため安全な場所に保存する等その保存には特段の配慮を払うほか、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、行政文書管理上定められている保存期間を延長するものとする。

３　国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、経済産業省が実施する国民保護措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。情報提供に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に特段の配慮を要する者に対しても確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

４　関係機関との協力の確保

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等対策本部と緊密な連携を確保するほか、平素から、関係省庁、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関から、国民保護措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

５　国民の協力の慫慂

避難住民の誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助等についての国民の自発的な意思による協力を得られるよう、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しつつ、国民保護措置の重要性について、平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く啓発に努めるものとする。